

八頭町  
簡易水道事業経営戦略

平成31年3月

# 目 次

はじめに 経営戦略策定の趣旨と位置づけ.....	2
第1章 八頭町簡易水道事業の現状と課題.....	4
(1) 事業の現況.....	4
(2) 民間活力の活用.....	6
(3) 経営比較分析表を用いた現状分析.....	7
(4) 簡易水道事業を取り巻く環境の変化.....	7
第2章 経営の基本方針.....	9
第3章 投資・財政計画（収支計画）.....	9
(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙②のとおり.....	9
(2) 投資・財政計画の策定にあたって説明.....	9
(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要.....	11
第4章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	12
<u>添付資料</u>	
経営比較分析表：別紙①.....	14
投資・財政計画（収支計画）：別紙②.....	15

---

## はじめに 経営戦略策定の趣旨と位置づけ

---

簡易水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少、節水意識・技術の向上等による有収水量の減少、高度成長期に整備した施設の大量更新、近年頻発する自然災害への対応など、厳しさを増しています。とりわけ人口減少は、水道の経営では解決困難な外部的要因であるにもかかわらず、そのまま料金収入の減少につながり、簡易水道事業の存続に直結する問題となっています。

民間の事業であれば、市場規模の縮小に合わせ撤退し、収益が見込まれる分野に転換するといったことが可能ですが、水道設備は生活に欠くことのできない極めて重要な生活インフラであることから、サービスを提供し続ける必要があり、撤退という選択肢が事実上制限されています。

こうした中で、平成26年8月、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知が出され、各地方公共団体は事業会計ごとに「経営戦略」を策定することとなりました。

住民に良質な水道サービスを持続的に提供していくには、現在の本町簡易水道事業について現状把握を行った上で、中長期的な計画に基づいた運営を行っていく必要があります。そのため、各事業において、今後の経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。

団 体 名 : 八頭町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 平成31年3月

計 画 期 間 : 平成30年度 ~ 平成39年度

## 第 1 章 八頭町簡易水道事業の現状と課題

### (1) 事業の現況

#### ① 給 水

供 用 開 始 年 度 ( 供 用 開 始 後 年 数 )	昭和 10 年度 供用開始 ( 供用開始後 83 年経過)
給 水 区 域	明辺地区、山志谷地区、落岩・麻生地区、福地・野町地区、郡家第 1 地区、郡家第 2 地区、大御門地区、船岡地区外、隼地区、福井地区、日下部地区、八東-丹比系、八東-八東系、八東-安部系、用呂地区、花原地区、池田地区、島南地区、日田地区
法適 (全部適用・一部適用) 非 適 用 の 区 分	法非適用企業
計 画 給 水 人 口	22, 280 人
現 在 給 水 人 口	17, 073 人
有 収 水 量 密 度	200. 6 m <sup>3</sup> /ha
水源	湧水、表流水、伏流水、浅井戸、深井戸
施設数	浄水場 ( 1 箇所)、配水池 (29 箇所)
施設能力	8, 575 m <sup>3</sup> /日
施設利用率	60. 73%

※施設利用率 = 1 日平均給水量 ÷ 1 日排水能力 × 100

本町の簡易水道整備計画において、昭和 10 年 3 月に当初事業認可を取得し鋭意簡易水道整備に努め、昭和 10 年 7 月より供用を開始しています。平成 29 年度末時点で、導水管延長約 807m、送水管延長 4,044m、配水管延長 168,001m、浄水場 1 箇所、配水池 29 箇所、計画給水人口 22,280 人のうち、17,073 人への給水を行っています。

施設利用率からは水道施設の配水能力を十分に活用できているかを見ることができます。施設利用率の最も高い地区は用呂地区で 82.17%となっており、施設を十分に活用できているといえます。反対に施設利用率の最も低い地区は福地・野町地区で 33.79%となっており、投資過大になっているためダウンサイジング等を検討していきます。

## ② 使用料

使用料体系概要・考え方 (一般家庭・その他共通)	本町の使用量は、従量制（7 m <sup>3</sup> 基本水量あり）の累進使用料です。		
	区分	使用量	金額
	基本料金	7m <sup>3</sup> まで	1,100円
超 過 料 金	超過水量 23m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき	120円
	超過水量 43m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき	130円
	超過水量 73m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき	140円
	超過水量 74m <sup>3</sup> 以上	1m <sup>3</sup> につき	170円
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含めない)	平成 26 年 4 月 1 日		

簡易水道事業を含めた公営企業には、事業運営に必要な経費は、事業運営に伴う収入で賄うという原則があり、公営企業としての企業性を発揮し、最小の経費で最良のサービスを提供すべきとされています。そのためには、住民の理解を得ながら経営の健全化・効率化に努める必要があります。

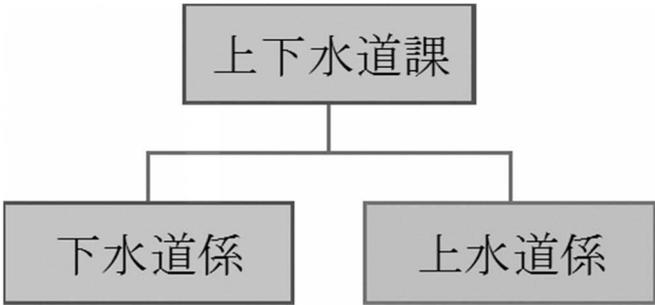
水道の使用料体系は、均一型、逦増型、逦増逦減型などに大別されます。本町の使用料体系は逦増型を採用しており、使用料として基本料金と超過料金の合計を請求することとなっております。

〈 使用料の課題 〉

水道使用料は、事業運営に必要な経費を賄う範囲で、使用者に対して公平な負担を求める料金体系であることが基本です。しかし、簡易水道事業の実態として、平成 28 年度の本町と同規模の簡易水道事業の平均的な経営状況を見ると、供給単価を給水原価で除した料金回収率は 59.33 と低い水準となっており、全国的に使用料の適正化が課題となっています。八頭町の数値としては 86.64 と全国平均に比べ非常に高い数値となっていますが、今後人口の減少等により使用料収入が減少することを考えると 100 により近づけるために使用料の適正化を図る必要があります。

快適で安全な住民生活に不可欠な水道サービスを安定的に提供し続けるためには経営基盤の強化が必要であり、現在の厳しい財政状態の中、適正な料金体系の在り方を検討する必要があります。

③ 組織

職員数	平成 31 年 3 月 1 日現在、上下水道課上水道系の職員 4 名が簡易水道事業の運営に携わっている。
事業運営組織	 <pre>graph TD; A[上下水道課] --&gt; B[下水道係]; A --&gt; C[上水道係];</pre>

(2) 民間活力の活用

① 民間活用の状況

■ 民間委託

水質検査業務、使用量検針業務を民間委託しています。

■ 指定管理者制度・PPP/PFI

指定管理者制度・PPP/PFI は実施していません。

## ②資産活用の状況

### ■エネルギー利用

採算制の観点より、本町の諸条件では十分な費用対効果が得られないと判断し、水力発電等のエネルギー利用は行っていません。

### ■土地・施設等利用

未利用土地・施設の活用にあつては投資に見合う収益が確保できるか不明であり、建設改良費、企業債元利償還金が多額に上る可能性があることから現在行っていません。

## (3) 経営比較分析表を用いた現状分析

平成30年度に策定・公表した、平成29年度決算「経営比較分析表」(別紙①)を添付しています。

経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

## (4) 簡易水道事業を取り巻く環境の変化

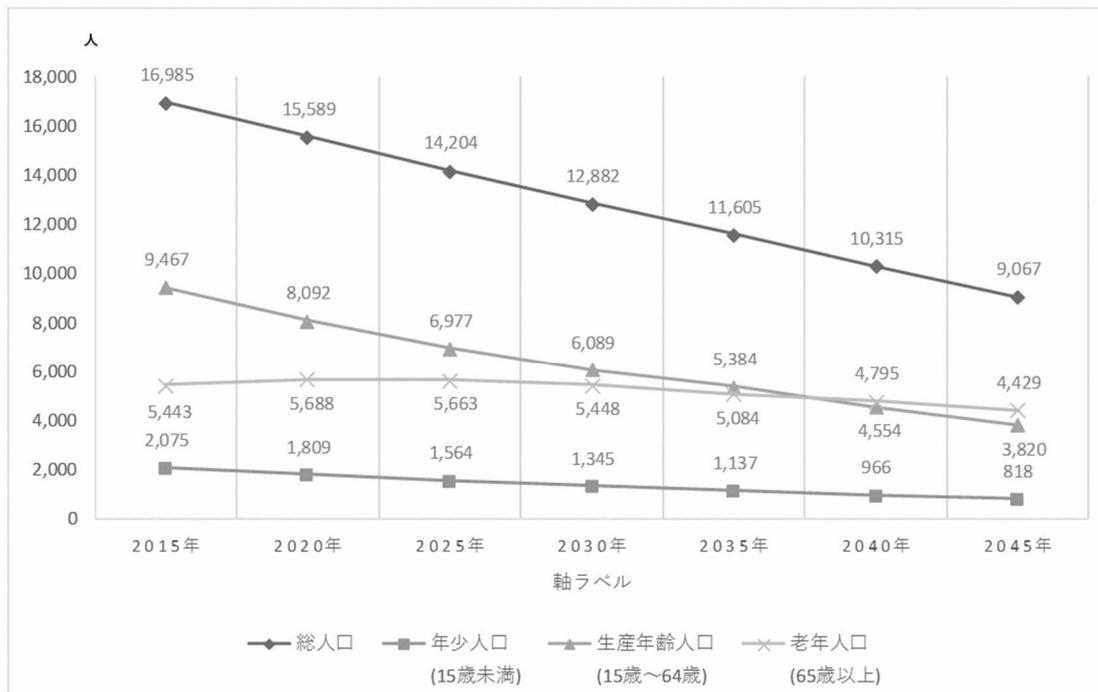
国の巨額な債務、人口減少、景気低迷など、本町をはじめ日本全国の地方公共団体を取り巻く環境は急激に変化しており、一般会計からの財政支援に頼ってきた簡易水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

### ①人口減少

日本の人口は、2008年(平成20年)の1億2,808万人をピークに減少しており、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口では、2065年(平成77年)の総人口は約8,800万人にまで減少するとされています。

本町の人口は1985年(昭和60年)の21,560人を境として減少に転じ、これ以降、急速に減少しています。2018年(平成30年)1月1日時点の本町の人口は17,233人となっており、今後も減少率は8%以上で推移するものと予測され、2045年(平成57年)には9,067人にまで減少するとされています。人口減少は水道料金収入の減少に直結するため、簡易水道事業経営のさらなる悪化という大きな問題を抱えています。

## 八頭町の将来人口推移



年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総人口	16,985	15,589	14,204	12,882	11,605	10,315	9,067
人口減少率	-	8.2%	8.9%	9.3%	9.9%	11.1%	12.1%
年少人口 (15歳未満)	2,075	1,809	1,564	1,345	1,137	966	818
人口減少率	-	12.8%	13.5%	14.0%	15.5%	15.0%	15.3%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	9,467	8,092	6,977	6,089	5,384	4,554	3,820
人口減少率	-	14.5%	13.8%	12.7%	11.6%	15.4%	16.1%
老年人口 (65歳以上)	5,443	5,688	5,663	5,448	5,084	4,795	4,429
人口減少率	-	-4.5%	0.4%	3.8%	6.7%	5.7%	7.6%

(資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」)

### ②簡易水道ストック (保有資産) の現状

管渠施設の総整備延長は、導水管が807m、送水管が4,044m、配水管が168,001mとなっています。

管渠のみならず取水施設、浄水施設、排水施設も水道供給に必要不可欠な施設です。水道施設の一般的な耐用年数は40年～60年であり、本町の水道施設は供用開始から83年経過しているため、定期的な修繕を行う等、計画的な改築・更新を行っていきます。

### ③中長期的な視点

今後は、少子高齢化に伴う人口減少、節水志向、施設・設備の老朽化が進むことが見込まれるため経営の更なる悪化が危惧されます。

そのため、次章以降では人口減少や施設・設備の更新コストなどを踏まえた中長期的な収支バランスを検討した簡易水道経営計画を示します。

---

## 第2章 経営の基本方針

---

◆町民の安全・快適な生活を守ります。

簡易水道事業は町民生活のライフラインとして極めて重要な役割を担っています。今後も町民に安心・安全な水を供給し、住みよいまちづくりに貢献します。

◆持続可能な事業運営に努めます。

簡易水道事業は、町民生活には無くてはならない重要な役割を担っているため、長期的な視点による事業運営を行わなければいけません。適正な事業計画をもとに運営を行い、将来にわたり暮らし続けることができる環境づくりに貢献します。

◆経営基盤の強化に努めます。

独立採算を原則とした企業体であるため、業務の効率化とコスト削減に努め、最小の経費で、最良のサービスを提供します。

---

## 第3章 投資・財政計画（収支計画）

---

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙②のとおり

(2) 投資・財政計画の策定に当たって説明

①収支計画のうち投資計画について

■投資の目標に関する事項

『投資コスト縮小を図り、計画的な整備・改築・更新を行い、合理的な経営に努めます。』

投資・財政計画の期間となる10年間では大規模な投資予定はありません。今後綿密な投資計画等の策定を行い、計画的な資産管理を行っていく予定です。

■広域化・共同化・最適化に関する事項

広域化・共同化について、現在鳥取県東部広域化・共同化検討委員会を発足し、将来的な広域化・共同化を検討しています。

■民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI）

PPP/PFI の検討はしていません。

■防災・安全対策に関する事項

計画期間中の事業予定はありません。

②収支計画のうち財源について

■財源の目標

経営の効率化・合理化によるコスト削減とともに、使用料収納の徹底に努め、一般会計からの繰入金を減らすことを目標とします。

■使用料収入の見通しと、使用料の見直しに関して

簡易水道事業の整備は概ね完了しているため、今後の使用料収入の大幅な増加は見込まれません。さらに、人口の減少により、使用料収入は減少していくと見込まれます。収納率の向上に努め、減少を最小限に抑えた計画としています。

また、使用料の見直しにつきましては平成 31 年 10 月の消費増税に伴い料金体系の見直しを行う予定です。

■企業債に関する事項

建設改良費と同程度の起債を計画しています。

③収支計画のうち投資以外の経費について

■職員給与費に関する事項

職員数の変更は、現実的に困難なため変更せず、計画期間中は現行の体制で事業運営を行っていきます。職員給与費については、過去の決算数値をもとに算出しました。

■動力費に関する事項

過去 5 年間の動力費の伸び率平均を用い、計画期間中の費用を算出しました。

■修繕費に関する事項

過去 5 年間の修繕費の平均を用い、計画期間中の費用を算出しました。

■委託費に関する事項

過去5年間の委託費の平均を用い、計画期間中の費用を算出しました。

■その他

平成31年10月予定の消費増税に伴う費用増について、消費税見合い分を加算し算出しました。

(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

■広域化・共同化・最適化に関する事項

採算制を念頭に置き、本町にあった施策を随時検討します。

■投資の平準化に関する事項

給水施設の改築・更新とともに、管路施設についても老朽化に伴う更新が必要となります。管路施設の更新コストは給水施設と比べ多額のコストがかかるため、投資の平準化を図り、計画的な更新を行います。施設・管路の更新についてはストックマネジメント計画を策定することを検討し、今後の更新計画を立てていきます。

②今後の財源についての考え方・検討状況

■使用料の見直しに関する事項

人口減少に伴う、使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新コストの増大は避けられません。一般会計からの繰入を極力減らし、持続的な水道サービスを提供していくために、平成31年度の消費増税に伴う料金改定を予定しています。

■資産活用による収入増加の取組について

本町の規模・財政状態等の諸条件から、収入増につながる資産活用は実施していませんが、本町に見合った資産活用を随時検討します。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

■民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託、PPP/PFI など）

包括的民間委託等、PPP/PFIなどは実施していませんが、民間活力の活用によるコスト削減の取組は随時検討します。

■職員給与費に関する事項

計画期間中の人員の増減なく算出しましたが、業務内容の変化に応じて職員の増減を検討します。

■動力費に関する事項

電力自由化に伴う経費削減について検討します。

■修繕費に関する事項

ストックマネジメント計画の策定を検討し、計画的な改築・更新を図るとともに、財源の確保に努めます。

■委託費に関する事項

業務内容の見直しを随時行い、経費の削減・事業運営の効率化に努めます。

■その他の取組

有収率の向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証し、取り組みます。

---

## 第4章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

---

■事後検証

平成26年8月29日付けで総務省より通知されました、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を基に、毎年度、進捗管理（モニタリング）を行います。

■経営戦略改訂版の策定

下記のスケジュールの基、資産評価、使用料対象原価の算定、料金体系の見直しを行い、経営戦略改訂版の策定に努めます。

◇使用料・料金体系の検討（～平成31年度）

今後も健全な経営を持続していくため、使用料・料金体系の検討を行います。

◇使用料・料金体系の見直し（～平成32年度）

上記で検討した事項を基に、料金体系の見直しを行います。

◇資産評価（～平成 32 年度）

簡易水道事業が保有する資産について、評価を行い現状の把握を行います。

◇地方公営企業法適用の検討（～平成 34 年度）

地方公営企業法の適用の検討を行います。

	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
使用料・料金体系の検討						
使用料・料金体系の見直し						
資産評価						
地方公営企業法適用の検討						
経営戦略改訂版の策定						

また、公営企業でありますので、事業経営状況や経営努力などの情報を公開し、透明性の確保に努めます。

# 経営比較分析表（平成29年度決算）

鳥取県 八幡町

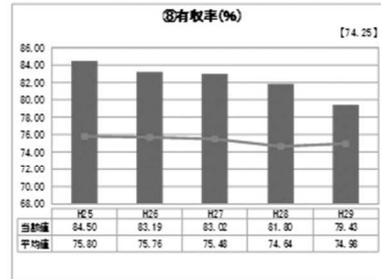
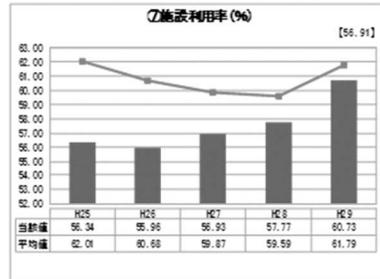
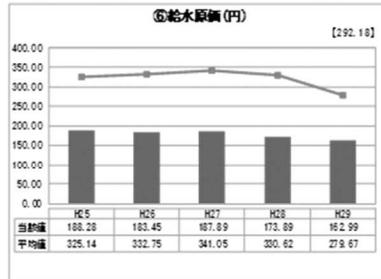
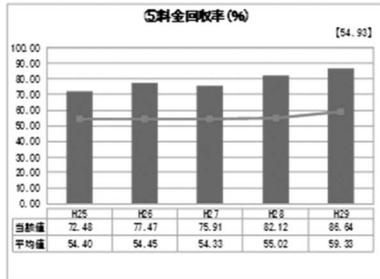
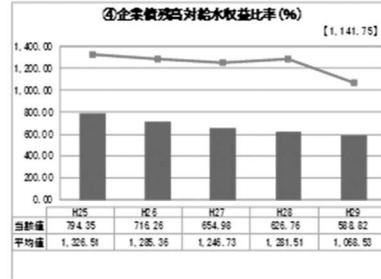
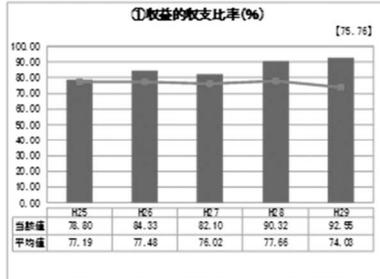
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり原価料金(円)	
-	該当数値なし	98.58	2,660	

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
17,394	206.71	84.15
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
17,073	75.25	226.88

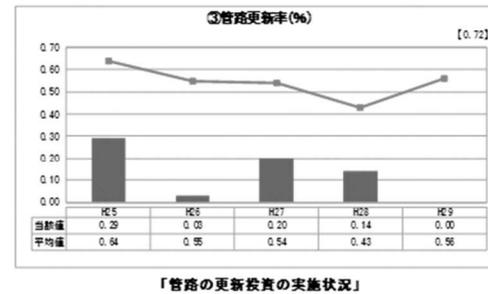
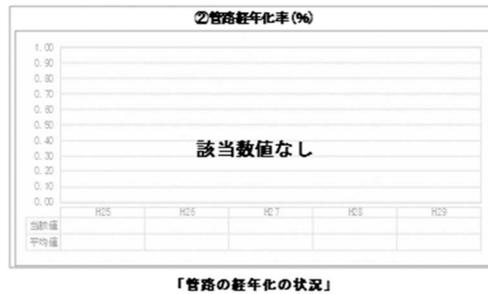
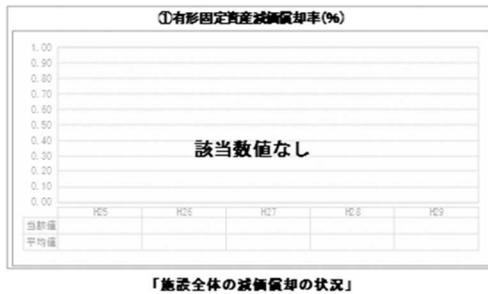
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 平成29年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

人口減少に伴って料金収入は減少傾向にあるが、それを上回る宅地造成による加入手数料及び給水戸数の増、維持管理費の削減及び地方債償還の減少影響等によって収益的収支比率は向上しており、類似団体と比較してH29で18.52ポイント上回っており、経営状況は比較的健全であると思われる。また、支払利息・地方債償還金は今後も減少見込みであることから、収益的収支比率はこれまでと同様に良好な状態を維持する見込みである。

企業債残高対給水収益比率は、既年度償還による地方債償還の削減に伴って減少傾向にある。類似団体と比較してH29で479.71ポイント下回っており、給水収益と地方債償還のバランス面においては比較的健全であると思われる。今後の施設更新も標準的に実施する予定であり、地方債償還の減少に伴って今後も同水準で減少していく見込みである。

資金不足率は、給費用・地方債償還の減少に伴って減少傾向にある。類似団体と比較してH29で116.66ポイント下回っており、費用の発生性は比較的低いと見える。今後も支払利息・地方債償還が減少傾向となることから減少傾向となる見込みである。

流動比率は、宅地造成による給水戸数の増加で数値は上昇しているが、特殊事情として悪化による悪化が多数発生したことも要因となっている。類似団体と比較してH29で1.06ポイント下回っており、施設利用率は若干低い。今後は人口減少等による使用水量（配水量）の減少に伴って施設利用率は減少となる見込みである。

有収率については、普及率の向上により類似団体と比較してH29で4.45ポイント上回っているものの、H29の悪化による悪化の影響も受け、減少傾向となっている。H29の悪化による悪化の影響も受け、減少傾向となっている。今後のさらなる引き続き悪化対策を行っていく必要がある。

### 2. 老朽化の状況について

H29は管路の更新を行わず、新規布設事業のみ実施しており、管路更新率は0.00となっている。管路更新投資の実施状況は、他類似団体と比較しても比較的低いと見ることが出来る。本町においては、過去、下水道事業の実施の際に水道管の更新事業を併せて行っており、下水道事業終了後約20年を経過しているものの、大半の水道管が耐用年数を迎えず、近年大規模な管路更新事業を行っていないのが要因と考えられる。

今後、同時期に対応年数を迎えることから、計画的に管路の更新を行っていく必要がある。

### 全体総括

人口減少に伴って料金収入は減少傾向にあるが、それを上回る給費用及び地方債償還額の減少によって、収益的収支比率・企業債残高対給水収益比率・料金回収率・給水原価・有収率において良好な状態を維持している。支払利息・地方債償還金は今後も減少見込みであることから、これまでと同様に良好な状態を維持する見込みである。現在の経営状況を維持したい。

施設の効率性においては、施設利用率が宅地造成や無償案件（寒波）による影響により一時的に増加しているものの、類似団体と比較して低い水準となっている。今後、人口減少によってさらに施設利用率が減少することも考えられ、統合等施設の在り方、施設更新時の事業内容（規模縮小）等を検討する必要がある。

管路更新については、今後、施設の老朽化状況などを勘案しながら実施していくこととなるが、大半の管路が一斉に耐用年数を迎えるため、事業費の平準化を図りながら計画的に実施していく必要がある。

※ 平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度	前年度	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
		(決算)		(決算)	(決算)										
収 益	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	232,132	227,710	228,235	212,195	213,359	219,847	215,850	217,873	218,202	208,512	204,913	203,894	
		(1) 営 業 収 益 (B)	221,716	220,344	223,758	212,195	211,139	210,088	209,043	208,003	206,968	205,938	204,913	203,894	
		ア 料 金 収 入	211,054	213,187	212,121	211,060	210,004	208,953	207,908	206,868	205,833	204,803	203,778	202,759	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	10,662	7,157	11,637	1,135	1,135	1,135	1,135	1,135	1,135	1,135	1,135	1,135	
		(2) 営 業 外 収 益	10,416	7,366	4,477		2,220	9,759	6,807	9,870	11,234	2,574			
		ア 他 会 計 繰 入 金	10,416	7,366	2,877		2,220	9,759	6,807	9,870	11,234	2,574			
	イ そ の 他			1,600											
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	143,117	133,830	150,169	139,233	139,057	138,927	138,990	139,375	139,830	140,581	141,645	143,259	
		(1) 営 業 費 用	106,172	109,184	116,011	119,037	121,013	123,096	125,292	127,607	130,047	132,619	135,331	138,189	
		ア 職 員 給 与 費	22,047	22,691	23,002	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	84,125	86,493	93,009	96,037	98,013	100,096	102,292	104,607	107,047	109,619	112,331	115,189	
		(2) 営 業 外 費 用	36,945	24,646	34,158	20,196	18,044	15,831	13,698	11,768	9,783	7,962	6,314	5,070	
ア 支 払 利 息		27,281	24,646	22,120	20,196	18,044	15,831	13,698	11,768	9,783	7,962	6,314	5,070		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他	9,664		12,038												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	89,015	93,880	78,066	72,962	74,302	80,920	76,860	78,498	78,372	67,931	63,268	60,635			
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	95,784	78,334	108,219	41,178	39,619	38,138	36,731	35,394	34,124	32,917	31,771	30,682	
		(1) 地 方 債	52,200	44,700	75,400	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	43,584	33,634	32,819	31,178	29,619	28,138	26,731	25,394	24,124	22,917	21,771	20,682	
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金													
	(6) 工 事 負 担 金														
	(7) そ の 他														
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	167,572	160,699	188,239	112,160	115,901	119,058	113,591	113,892	112,496	100,848	92,341	79,359	
		(1) 建 設 改 良 費	53,689	48,477	75,609	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
		ウ ち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	113,883	112,222	102,330	102,160	105,901	109,058	103,591	103,892	102,496	90,848	82,341	69,359	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他				10,300											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 71,788	△ 82,365	△ 80,020	△ 70,982	△ 76,282	△ 80,920	△ 76,860	△ 78,498	△ 78,372	△ 67,931	△ 60,570	△ 48,677			

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	17,227	11,515	△ 1,954	1,980	△ 1,980						2,698	11,958
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	18,212	35,439	46,954	45,000	46,980	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	47,698
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	35,439	46,954	45,000	46,980	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	47,698	59,656
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	35,439	46,954	45,000	46,980	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	47,698	59,656
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	90.3	92.5	90.4	87.9	87.1	88.7	89.0	89.6	90.0	90.1	91.5	95.9
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	221,716	220,344	223,758	212,195	211,139	210,088	209,043	208,003	206,968	205,938	204,913	203,894
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	1,322,809	1,387,791	1,183,657	1,091,497	1,092,356	992,454	890,519	786,860	687,916	588,229	492,756	492,756

○他会計繰入金

(単位:千円) 単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
区 分												
収 益 的 収 支 分	10,416	7,366	2,877		2,220	9,759	6,807	9,870	11,234	2,574		
うち基準内繰入金	10,416	7,366	2,877		2,220	9,759	6,807	9,870	11,234	2,574		
うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分	43,584	33,634	32,819	31,178	29,619	28,138	26,731	25,394	24,124	22,917	21,771	20,682
うち基準内繰入金	43,584	33,634	32,819	31,178	29,619	28,138	26,731	25,394	24,124	22,917	21,771	20,682
うち基準外繰入金												
合 計	54,000	41,000	35,696	31,178	31,839	37,897	33,538	35,264	35,358	25,491	21,771	20,682